

ごあいさつ



理事長

松迫 卓男

会員、組合員、ご利用者の皆さまには、平素より中央労働金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

〈中央ろうきん〉は、お陰様で設立20周年を迎えました。設立以来、業容を順調に拡大しながら健全経営を続けることができたのは、ひとえに会員、組合員、ご利用者の皆さまのお力添えあつての賜物であり、深く感謝を申し上げます。

さて、2020年度はコロナ禍に見舞われ、その影響は、働く人の雇用・生活環境にも大きく波及しました。金庫は、働く人の安全と生命を守る感染防止を図りつつ、社会・経済インフラとして業務を継続し、とりわけ会員と連携して組合員の生活支援を最優先に位置付けて取り組み、協同組織の金融機関としての役割発揮に努めました。

2021年度は、次期中計を策定する大事な年となりますが、コロナ禍は未だ終息の見通しが立っておらず、国内外の経済も不透明な状況が続いています。金庫は、将来の変化や推移を予測したうえで、コロナ禍以後の「労金運動・事業のあり方」や「労金の業務・推進スタイル」を検討し、事業計画に反映していきます。引き続き〈ろうきん〉ならではの取り組みを通して、働く人の生活をしっかりと支えてまいります。

〈中央ろうきん〉は、これからも『ろうきんの理念』を基本に据え、働く皆さまの生活のお役に立てるよう、一層努力してまいります。

ここに2021年3月期ディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧いただければ幸いです。

2021年7月

〈ろうきん〉の目的・事業運営3原則

〈ろうきん〉の目的や原則は労働金庫法によって規定されており、市中銀行との違いが明確に区分されています。

〈ろうきん〉は労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法(抜粋)

(目的) 第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(原則) 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

- 2 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。